

上限価格方式による東日本電信電話株式会社 及び西日本電信電話株式会社の提供する 特定電気通信役務の基準料金指数の設定について

平成27年6月26日
物価問題に関する関係閣僚会議

電気通信分野における上限価格方式は、事業者に経営効率化のインセンティブを与え、料金の低廉化を促す趣旨で導入されたものである。

この上限価格方式による、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定については、別紙のとおり実施することとする。あわせて、今後は下記の方針により対処することとする。

記

- 1 政府は、特定電気通信役務における基準料金指数の設定過程に関する情報公開について積極的に推進するとともに、基準料金指数の適用までに、算定の考え方等について、消費者へ分かりやすく丁寧な説明を行う。
- 2 政府は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対して、今後とも経営の効率化に努めるよう要請する。
- 3 政府は、基準料金指数と実際の料金指数との間に長期間にわたり乖離が生じている現状に鑑み、次回の基準料金指数の算出方法の変更に向けて、上限価格方式の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。

以上

(別 紙)

特定電気通信役務の種別 (電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号） 第19条の4)	東日本電信 電話株式会社	西日本電信 電話株式会社
音声伝送役務（第1号）	94.8	94.8
音声伝送役務であって第一種指定端末系 伝送路設備のみを用いて提供されるもの (第2号)	102.3	102.3

※適用期間は平成27年10月から1年間。

※基準料金指数の初期値は100（平成12年4月1日の料金指数）。

参 考 資 料

1 上限価格方式の概要

2 基準料金指数の設定

1. 上限価格（プライスキャップ）方式の概要

- 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）が提供する特定電気通信役務※の料金について、能率的な経営の下で、通常実現することができる水準となることを確保するため、その種別ごとに基準料金指数によりプライスキャップを設定

※ ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、適正な提供条件に基づく提供を保障することが特に必要な電気通信役務のうち、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務

- NTT東西は、基準料金指数を超えない限り、総務大臣への事前の届出により料金設定が可能（基準料金指数を超える料金を設定しようとする場合は、総務大臣の認可が必要）
- 基準料金指数は毎年設定（適用期間は、10月1日から1年間）

【プライスキャップの種別と対象となる料金】

種 別	対象となる料金
音声伝送役務 (音声伝送バスケット)	加入電話、ISDN及び公衆電話に係る 通話料・通信料、番号案内料
音声伝送役務であって加入者回線設備 のみを用いて提供されるもの (加入者回線サブバスケット)	加入電話、ISDNに係る 基本料、施設設置負担金

2. 基準料金指数の設定

（1）基準料金指数の設定方法

- 基準料金指数は、電気通信事業法施行規則で定める次の算式に基づき設定
- 基準料金指数＝前適用期間の基準料金指数 ×
(1 + 消費者物価指数変動率 - 生産性向上見込率 + 外生的要因)
- 基準料金指数の初期値：100（平成12年4月1日の料金指数）
- 基準料金指数は、適用日の90日前までにNTT東西に通知

(2) 生産性向上見込率(×値)の算定方法

- ・基準料金指数に用いられるX値は、3年ごとにNTT東西の今後の生産性向上を見込んで算定
- ・具体的には、その適用期間の最終年度において特定電気通信役務の収支が相償するように次の算式により算定

$$\begin{aligned} \text{収入} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - X \text{ 値})^3 \\ = \text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税} \end{aligned}$$

- ・その際、X値の適正性を確保するため、収入及び費用の額については、NTT東西から示された予測値を経営効率化分析等により検証し、その結果得られた値を使用

(3) 平成27年10月1日より適用される基準料金指数

- ・消費者物価指数変動率を2.7%^(注)、生産性見込向上率を0.4%として、以下のとおり基準料金指数を設定

	東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
音声伝送バスケット	94.8 (92.7)	94.8 (92.7)
加入者回線サブバスケット	102.3 (100)	102.3 (100)

※()内は、現行の基準料金指数

(注) 総務省において作成する消費者物価指数の平成26年全国総合物価指数であり、平成26年4月1日の消費税率引上げの影響を含む。